

令和8年7月吉日

排出事業者様 各位

株式会社タイヨー

廃家電等の回収時ご協力のお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社では環境保全やコンプライアンスの一環として、行政からの見解通知も踏まえ、これまで定期便で回収しておりました「廃家電等」につきまして、今後は「産業廃棄物」としてより丁寧にお預かりするよう見直しを行うこととなりました。

これに伴い、**今後、対象品目の排出に際し、事前の覚書締結(産業廃棄物処理委託契約)と、回収時のマニフェスト(産業廃棄物管理票)発行が必要となります。**該当する品目を処分されるご予定がございましたら、ぜひ事前にご相談いただけますと幸いです。

皆様には新たなお手間をお掛けし大変心苦しい限りですが、廃棄物処理法で定められたルール(排出事業者責任)を共に守り、適正なリサイクルを進めるための取り組みとなります。何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

◆ **適用開始日:** 令和8年8月1日 回収分より

◆ **対象品目(今後、産業廃棄物としての回収が必要となる品目):**

リサイクル家電: 家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機

フロン製品: 業務用エアコン、業務用冷蔵庫 など

小型家電: パソコン、電気ケトル、デジカメ、掃除機 など

※小型家電の細目については、下記QRコードよりご確認ください。

一般社団法人 小型家電リサイクル協会 ▶

